

取り消すことができる。

2 前項の規定により、理事若しくは監事の解任若しくは事業の停止を命じ、又は設立の認可の取消をなそうとするときは、大蔵大臣は、当該理事若しくは監事又は当該料率團体の理事にあらかじめその旨を通知し、それらの者又はその代理人の出頭を求めて、証明のため証拠を提出する機会を與えるため大蔵大臣の指定する職員をして聽聞をさせなければならぬ。

(料率團体の成立の時期及び登記の効力)

第十五條 料率團体は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をするに因つて成立する。

2 前項に規定する場合を除く外、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 資産の総額
- 五 出資の方法を定めたときは、その方法
- 六 理事及び監事の氏名及び住所
- 七 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- 八 料率團体は、設立の登記をした後

二週間以内に、從たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

4 前項の規定は、料率團体の成立後、主たる事務所又は從たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域において、あらかじめ從たる事務所を設けた場合に、これを準用する。

(変更の登記)

第十七條 この法律の規定により登記した事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(清算結了の登記)

第十八條 料率團体の清算が結了したときは、主たる事務所の所在地においては二週間、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結果を登記しなければならない。

(清算登記所及び登記簿)

第十九條 料率團体の登記について

第三條第一項の規定による大蔵大臣の認可のあつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

(設立の登記等)

第十六條 料率團体の設立の登記は、

第三條第一項の規定による大蔵大臣の認可のあつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

2 前項の規定による登記の申請書には、理事又は清算人の申請によつて記載をなさなければならない。

すことを意り、虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。

2 第十四条の規定による命令に違反した者

2 第二十七条 前條の違反行為をなしたときは、行爲者を罰する外、その法

人に対する各本條の罰金刑を科する。

2 損害保険料率算出團体に関する法律(昭和二十三年法律第号)

第二十八条 損害保険料率算出團体の設立者、理事、監事又は清算人は左

の場合においては五千円以下に

下の過料に処する。

1 この法律において認可を受けるべき場合にこれを怠つたとき。

2 第七條の規定に違反したとき。

3 第八條の規定に違反し正当の事由がないとして資料の開露を拒んだとき。

4 第十二條の規定に違反したとき。

5 この法律に定めた登記をなすこと

とを怠つたとき。

6 第二十三條において運用する民法第五十一條の規定に違反し、又

は財産目録若しくは社員名簿に不正の記載をなしたとき。

7 第二十三條において適用する民法第七十九條又は第八十一条の規定に違反し破産宣告の請求をなすことを怠つたとき。

8 第二十三條において適用する民法第七十九條又は第八十一条の規定に定めたとき。

9 第二十九條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五百円以下の罰金に処する。

10 第三十條 第二十九條の規定による報告を出

号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のよう改め、同項第五号を次のよう改める。

第一條第一項但書中「第二号乃至第五号」を「第二号乃至第四号」に改め、同項第五号を次のよう改める。

第二十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

害の程度は建物の構造、その用途、水利、消防施設、地勢、氣象、商品の性質、船舶の構造、航路の状況、施設管理の良否、人心の動向等を考慮して複雑な要素によって左右されるものであります。この点に「損害保険について、廣汎な資料と、専門的知識と、多年の経験とを算積して、初めて合理的であり、妥当であり、かつ公平な保険料率を求めることが可能である」とあります。

前に申述べましたような複雑多岐な要素により保険料率が算出されるといふことは、その原價計算がむづかしく主観的な測定が行われる余地があることを意味するものであります。従つて保険料率の算出を各個の保険会社の自由に委せるときは、保険料率は保険会社間の過度の競争により、知らない間に不當に切下げられる傾向を有するものであります。かくて一度異常災害が起りますときに、損害額が保険会社の担保力を超過し保険契約者及び被保険者に迷惑を及ぼし、ひいては損害保険事業の信用を傷つけるに至るのであります。このことは過去の経験に徴しても明らかであります。

現在の保険法では、保険料率を大蔵大臣の認可に係らせるほか、その第十一條において保険料率の統制協定を認め、また大蔵大臣は保険会社に対し統制協定を命ずることもできることになつてゐるのであります。独占禁止法の制定後においても「独占禁止法の適用除外に関する法律」により昨年十月三十一日までは、この保険料率の統制協定に関する保険業法第十一條は独占禁止法の適用から除外されておりました。然しながら、この規定は同業者

間の自治協定を公認し促進するものであり、明らかに独占禁止法の精神に反するので、昨年十一月後の事態について、廣汎な資料と、専門的知識と、多年の経験とを算積して、初めて合理的であり、妥当であり、かつ公平な保険料率を求めることが可能である

これが対策といたしましては、公正な科学的保険料率を算出する損害保険料率算出團体の設立を認め、損害保険会社が任意その会員となることにより、合理的保険料率を利用し得る途を開くとともに、他面において、料率團体の構成、業務の運営についても、適切な規則を加え業者間の自由競争を不当に抑制せぬようによることが適当であると考えられるのであります。かくして損害保険事業の健全な発達及び保険契約者等の保護を図り、あわせてこの法律に基く正當な行為については、独占禁止法の適用を排除しようとするのがこの法律案を提出する理由であります。法案の大要は次の如くであります。

第一に、損害保険料率算出團体委員会に付託されました、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律案を議題といたします。まず政府の説明を求めます。

第二に、会員が料率團体の算出した保険料率を利用する場合は、会員、たる保険会社が個々に保険業法に基づき、保険料率変更の認可を受けなければならぬものとし、かつ、料率團体が会員に代つて認可を受けることを禁止いたしました。

第三に、料率團体をして保険料率算出の資料の閲覧、料率の周知等の公開的措置をとらしめることとした

昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律案

附 則

扶養手当の月額は、扶養親族一人につき、二百五十円とする。

2

扶養手当の月額は、扶養親族一人につき、二百五十円とする。

附 則

2

いたしますと、これは課税の実際問題としては、重大なる問題なのであります。法律にはそういうことはないようになります。御指示を願つておかないと困ります。あるいは私が聞きましたそないう場合は、事実と相違することであつて、当局としてはやはり第一線には十分そういうものを考慮するようにと、いろいろ御示達になつておるかもしませんが、その辺あつさりとしたところをお聽かせ願いたいと思います。

○平田(敬)政府委員 今御指摘の点は、まったく私どもは税法に従つて収支計算をして所得を出す、これがいかなる場合といえども理想であるし、できるだけそれを努める。こうしたこと

が一般的方針としておりますことは、はつきりこの際申し上げておきたいと思います。ただ申告によつて申告通りそのままして、不服がございますれば、帳簿その他を整備して、税務署が調べると、いろいろ御示達になつておるかもしませんが、その辺あつさりとしたところをお聽かせ願いたいと思います。

○平田(敬)政府委員 今御指摘の点は、まつたく私どもは税法に従つて収支計算をして所得を出す、これがいかなる場合といえども理想であるし、できるだけそれを努める。こうしたこと

が一般的方針としておりますことは、はつきりこの際申し上げておきたいと思います。ただ申告によつて申告通りそのままして、不服がございますれば、帳簿その他を整備して、税務署が調べると、いろいろ御示達になつておるかもしませんが、その辺あつさりとしたところをお聽かせ願いたいと思います。

○塙田委員 次に御尋ねいたしたいのは、法人の現在においての企業者の課税の不適正を下さるいふいはされるか、あるいはそれが正しく行われば、こういふ問題なのです。これはも

ういふことに相なりますので、大体におきましては基準的なことにつきまして、できる限りその調査の際には、御指摘のように收入支出が確保されないということに相なりますので、大体におきましては基準的なことにつきまして、できる限りその

調査の際には、御指摘のように收入支出が確保されないということに相なりますので、大体におきましては基準的なことにつきまして、できる限りその

調査の際には、御指摘のように收入支出が確保されないということに相なりますので、大体におきましては基準的なことにつきまして、できる限りその

調査の際には、御指摘のように收入支出が確保されないということに相なりますので、大体におきましては基準的なことにつきまして、できる限りその

方向を多くいたしまして、もつて所を得ない現状であります。しかしこれは決して理想ではございませんで、私はあくまでも丁寧に調べまして、的確なところで決定するということが理想でございますので、將來の方向といたしましては、できる限りそういう

方向を多くいたしまして、もつて所を得の正確を期したいと考えておるのであります。もし万一更正決定等につきましては、不服がございますれば、帳簿その他を整備して、税務署が調べると、いろいろ御示達になつておるかもしませんが、その辺あつさりとしたところをお聽かせ願いたいと思います。

○平田(敬)政府委員 今御指摘の点は、まつたく私どもは税法に従つて収支計算をして所得を出す、これがいかなる場合といえども理想であるし、できるだけそれを努める。こうしたこと

が一般的方針としておりますことは、はつきりこの際申し上げておきたいと思います。ただ申告によつて申告通りそのままして、不服がございますれば、帳簿その他を整備して、税務署が調べると、いろいろ御示達になつておるかもしませんが、その辺あつさりとしたところをお聽かせ願いたいと思います。

○平田(敬)政府委員 今御指摘の点は、まつたく私どもは税法に従つて収支計算をして所得を出す、これがいかなる場合といえども理想であるし、できるだけそれを努める。こうしたこと

が一般的方針としておりますことは、はつきりこの際申し上げておきたいと思います。ただ申告によつて申告通りそのままして、不服がございますれば、帳簿その他を整備して、税務署が調べると、いろいろ御示達になつておるかもしませんが、その辺あつさりとしたところをお聽かせ願いたいと思います。

○平田(敬)政府委員 ただいまの問題につきましては、先般お尋ねがございましたのでござりますが、税制といつたまして、私どもいろ／＼計算してみますと、決して法人の方が低いとい

ますと、やや詳細に御説明申し上げておいたのでござりますが、税制といつたまして、私どもいろ／＼計算してみますと、決して法人の方が低いとい

ますと、やや詳細に御説明申し上げておいたのでござりますが、税制といつたまして、私どもいろ／＼計算してみますと、決して法人の方が低いとい

一定期間までに決定するというようになりますで、その辺のところは相当徹底している向きもあるのでございますが、法人は御指摘通り、事業年度を過ぎてから申しまして、それに統合して、いわばしばらくして処理しておるというようなところは、実はあつたわけでございました。でございまして、法人につきましては、中もしくは会社の場合におきましては、中小法人の方が利益が多い。こういう段階になりますと、やはり政府の方針を從来と違えまして、法人につきましてもうもう少しろくな財産的な資料、間接材料等によりまして、所得を捕捉するということに努めなければならぬのではないかというところで、地方におきましては、昨年度あたりからそういうやり方をやりまして、相当な実績を上げておるところもあるようでございます。本年におきましては、御指摘のような欠陥がないように、極力運用によりまして、個人、法人のアンバランスをなくするよう努力いたしたいと思うのでございます。法人税の見積りでございますが、御承知の通り法人税といふものは、昔から大部分が大きな会社の税金でございまして、中小の法人の分は、額からいたしますとわざかであつたのでございます。ところで大きな会社といふものが二、三の例外を除きまして、今日では大部分が特種会社になつて、あるいは物價統制でマル公が少しおりがかかるつております。なかへ利益がないというので、昔ならば一社で何億円を納めていた会社が、今は皆還暉ながら法人税の所得の計算は利益がない。こういう状況にあります關係上、法人税のウエ

イトが非常に個人に比較して少くなつてまいつておるのであります。従いまして將來私は法人の経理状況がもう少し健全な姿に立至りますれば、所得税と法人税の收入のウエイトが、よほどまた変つてくるのではないかと考えまして将來ながら現状におきましては大きな理由になつておるかと存しますが、さような点を合わせ考慮いたしまして、歳入額をごらん願いたいと考えます。遺憾ながら現状におきましては、なかなかそれに依存し得ない一つの大きさであります。負担の方はあくまで見積りは適正にしておるつもりでございますが、見積りのいかんにとらわれず、実質的な負担の均衡を得るよう、鋭意努力いたしたいと考えておられます。

降の政府職員の俸給等に関する法律案について質問したいのです。この政府職員に対する給與の前の二千九百二十四ベースの際におきました、私あの案が、全官公廳と政府の爭議を結ぶに違反しているということについて、あの法案が間違った法案であるということを指摘したわけであります。が、今回の法律の題目につきまして、政府と全官公廳との間の覚書におきましては、二九二〇円ベースは一月より三月までの暫定的な給與であるといふが、覚書があるにかかわらず、今回の法律におきましては六月以後ということになつておりますが、四月、五月をどうするのか、この法律の題目それ自体が覚書に違反しているのではないかといふことを考えるのでありますが、それについての御見解をお尋ねいたします。

と、支拂時期を失するおそれがあるござりますので、とにかく三七〇〇円ペースのものだけは取あえず法律で政府で出予算を出すことについて政府は審處すしたい。しかしながら引続いて交渉はやりましよう。交渉がまとまつたならばまとまつた数字に基づきまして、補正予算を出すことについて政府は審處するということも固く約束をしております。それに対して一應こういう法律案を出すことについてどういう意見かということを、正式に二回となく、三回となく質したのであります。これに対しまして組合側は、公式にはイエスとも言わないし、ノーとも言わない。いわば閑知せずというような態度以上にとれない。公式に文書で出したことは、法律案はすべて團体交渉の妥結をまつて提出すべきものと認めるけれども、それ以上の回答はできない。かようなことでございましたので、やむなく妥結を待たないで、一應ここまでは出す、交渉は引続いて努力する。現に昨日もきよもやり、またあすからもう引続いてやるつもりでおりますが、かようになつておりますので、交渉の結果いかんによりましては、あるいはただいまの六月ということが変更されるかもしれません。もちろん数字も動くかもしれません。しかし取あえず政府として目下本予算に計上してありますところの、六月以降の人件費予算に見合うだけの法律案をこの際國会の御決議を願つておくといふだけの意味合いにおきまして、この法律案を提案した次第でございます。

たわけあります。しかし前の「八〇円ベースの問題のときにも、あるいは二九二〇円ベースのときにも、大体妥結がついてあの案ができた。しかし今回は一方的に政府が予算の単價として三七九一円ベースを出されるということも今伺つたわけであります。しかしながら三七九一円ベースは今の御説明によりまして、あるいはまた加藤労働大臣がこれは予算上の単價である。至官公労との妥結がついたならば補正予算でも組む。つまりこれは内拂いである。御存じのように全官公廳は物價の上らない場合の五二〇〇円ベースを要求していることは御承知の通りであります。三七〇〇円ベースといふものはとうてい今の物價の引合いの関係、あるいは政府の厖大な予算、そうしたものが実行される場合、これは全然問題にならぬということは、天下の常識になつておるわけであります。これにはただ加藤労働大臣が言われた予算上の異價であつて、三七〇〇円ベースは單にいふらかにきまるところの内拂いであると解してもいいわけです。この点についてお伺いいたしたいと思います。

六

八〇〇円まで出そうといふなら、政府の責任において出せ、こつちも出しながら基本的な要求線は決して捨てない。こういつた話合いでまとまらないまま支給になつたのであります。なお二九二〇円ベースのときは、御承知といたしまして、大分の組合は了承を得なままで、会計年度の切迫に伴いまして、やむなくこれは出したのでござります。今回の分はもしこれが國会の会期が相当また引きございましたならば、許す限り團体交渉をするべきであります。まだ政府としてもさように考えておつたのであります。何分行き詰りましたので、やむを得ずとりました次第でございまして、ただこの三七九一円がどれほどの正確性をもつておるか、あるいは五二〇〇円がどれほどの根拠があるかということにつきましては、まだ組合側と政府側の間に、一度も掘下げが行われておりません。組合側はその前に予算であるとか、物價であるとかいつたような問題を解決しなければ、具体的な検討にはいることができないと申しております。また政府としてはまず賃金ベースをきめて、その次にそういう問題を議論したいということは、るる主張してまいりましがれども、遂に話合いができるかつかたのであります。従いまして現在におきまして政府は三七〇〇円ベースにつきまして物價改訂の関係とにらみ合わせまして、これを不當なものと考へてはおりません。しかしながらこれが議論の進むに従いまして組合側との交渉の結果、数字が変るということはもちらんあり得ると思うのであります。

従いまして現在のところ組合側はあるいは内拂いとしてもらうというからもれませんが、政府いたしましては現在は一應三七九一円で処理してもらつて、次に話がついたときに、遡つて歴理する。こういった考え方をとつております。

○畠江委員 加藤労働大臣は予算上の單價であるということをはつきり、參議院だつたと思いますが、言つておられますし、また三七〇〇円ベースが実質賃金の低下であるということもいろいろな統計によつて明らかになつておられます。当然われくがこの案を審議する場合においては、三七九一円ベースは内拂いであるということの解釈があつたといなかつたならば、此案を審議することもできぬではないか。前の二九〇〇円ベースのときには、御説明があつたとあります。國鉄のみこれに加わつたといふように、國鉄のみこれを標準とすべき経緯がありますが、今は國鉄も全部含まつての五二〇〇円ベースの要求であり、われくがこうした実際の労働者の最低生活を維持することのできるぬ低賃金を協議し、可決することは、今後当然起るであろうと考えられるところの労働政勢に対するところの責任を、國会が負うことになるという意味におきまして、私らがこの案を審議する場合には、三七九一円ベースは内拂いであるということが前提でなかつたならば、この法案の審議には當れぬ。それだけの責任がもてぬというふうに自分で解しているわけであります。もう少し明確に、内拂いであるということの御見解をはつきりしていただきたいと思うのであります。

あります。が、使用者の立場においての政府は、使用人としての全官公廳の從業員の給與につきましては、これは團體交渉できめるのが筋道であるといふように從來考へてまつておるわけであります。従いまして、團體交渉の済んでいない、妥結に至つておらない今日、——もちろん國会の獨自の立場から、獨自の御見解を承ることは別問題であります。が、もしさういつた從來の行きがかりが正しいものであるといひますと、團體交渉の妥結に至らないうちに、今度の数字がいくらになるかということを申し上げかねる次第でありますと、兩者がいま少し數字的な議論を今日まで闘わしてきておりますと、あるいはもうどのくらい、あるいは何割くらい上りそうだとか、どうとかといふことは申し上げられるのであります。が、とにかく五千二百円ベースと三千七百円ベースの數字的検討につきましては、今までに何回ともない会合におきましても、一度も議論を重ねてきておりませんので、その辺の見当はないかも知れないといふ形勢も絶対でございませんので、この間におきましては内拂いであるということを、政府としては確認するというわけには、團體交渉の關係上申し上げかねるということをひとつ御了察願いたいと存するのであります。

のものが支拂われるようになるかもしないといふお話をありました。すると、この法律の表題を六月以降とすることは、そうしたものを抑える結果になるという意味におきまして、この字句を何か適当な字句に変更する必要がありますが、どういう御見解でありますか。

○今井政府委員 團体交渉のただいまの進捗状況は申し上げた通りであります。従いまして私ども非常に幅の広い分野が残されていると考えているものであります。従いまして、ベースそのものは今のところ数字がきまつておりますが、廻りの問題につきましても、おそらく議論は必ず出るだろうと思います。そうしてその議論がいかようにならつくかによりまして、変更が生じ得ると申し上げた次第であります。そういう確定をもつてやるべき筋合のものを、今回は一日も早く政府はここまででは用意した予算を支給したい、こういったために出しましたものでありまして、予算が六月以降三十七百九十一円で組んで、國会の御審議をいただいておりますので、それと並行いたしまして、とりえずそれだけのものは今後別に受取らぬという意味合でもないようでありますから、なるべく早く拂いたいという意味合でこういふ表題をつけ、こういった方法を選んだ次第であります。従いましてこの法律案の内容も特に問題になりませんよう、現在妥結を見でおります二千九百二十円のいわゆるふくらましであります、一應まとまつたところをそのままにしておいて、なるべくその後の妥結によつて、多少問題が起ります

もほとんどそいつたところには変更する心配のないような形を特に選んだ次第であります。

○堀江委員 今局長の、この法案の文句がそうしたことに触れていないということについてでは了承するものであります。先ほど政府と全官公との争議の妥結の際に、この二千九百二十円ペースは、一月より三月のものであるといふことが簡條の中に書いてあつたのであります。私はこの覚書を今日は持つてまいりておりませんが、局長はこうしたことば覺書ではない、何もそうしたことを話したことはないとおつしやつたのであります。これは多少御見解が違つておるのでないかと考えるのであります。その点について伺います。

○今井政府委員 政府は四月の十六日、公式に吉米地官房長官の名前におきまして、全官公廳の代表者と仮調印を交しましたときの文書の中にも、また西尾加藤両大臣が、個人の資格において協議会に與えられました了解事項などにおきましても、「三月云々と」いう文句はございません。これは私ここに確信をもつて申し上げるといふことであります。資料は後ほどお手もとにお届け申し上げます。

○堀江委員 その一月より三月まであるかどうかという問題につきましては、私もここに資料をもつてまいつておりますので、また後ほどそれを出しまして私の質問はこれで終りたいと思いますが、政府を希望しておきたいことは、こうした妥結についておらぬ三千七百九十一円ペースをきめることは、非常に大きな問題である。この面において、これは昭和二十三年度の予

算と関係のある問題でありまして、二千七百九十一円ベースが崩れたならば、補正予算を当然出さなければならぬことはお説の通りであります。これに対する予算案等全般に問題のある問題であります。ここに私としてはこれを審議するが正当であるかどうかという点に対し、大きな疑問をもつて、政府として、もう少し誠意をもつて全官公廳との交渉を早急にやられた上において、こうした法案を出されるのが至当でないかといふ見解を私はもつておるのあります。新聞紙によりますと、国会の方がいそがしい関係もあるかも知れませんが、その交渉についてあまりに政府当局の誠意がないように新聞記事で認められます。そういう点につきましては、なるべく早く妥結を急いでいただきたいということを要望いたしましたが、その交渉についてあります。必ずこうした法案をつくる努力がなされ、なおつき申し上げましたように、この法案は国会として大きな責任を負うことになります。必ず攻勢を激发するという結果になることを申上げまして、一應私の質問を打切ります。

○星 稲田 委員長 大上君。
○大上委員 所得税法の一部を改正する等の法律案並びに取引高税法案について質問したいと思います。

まず先般塚田委員からの質問に答えて、大蔵大臣の答弁、並びに主税局長からこれらの補足的説明がありました。が、問題は租税收入を確保するため、急速に徵稅機構を整備強化云々といふ。法案の提案理由がござります。なるべくこれに講習会をもつとか、あるいは第一類第十六号 財政及び金融委員会議録 第五十一号 昭和二十三年六月三十日

ました。これが計算せよと申しておられた次第でございました。それで本年度の予算におきましては、昭和二十一年度の予算を計上しておる次第でございまして、このうち相当人件費が多く分を占めますが、人件費につきましては、今問題になつておりますところの三千七百円ベースを基にいたしまして、税務官吏に対する特別の職階制等を考慮いたしまして計算しております。その他の旅費等につきましても、來年度実績に顧みまして、少くとも役所が適正に仕事をしていく上にきまして必要な経費は、これを計上するということで計算しておるのでござります。さようなわけであります。

今次の中止決定の場合に、各直税課長、課長等の文句があるなら、非常に高いといふ文句があるならば、いわゆる國會議員がこれをきめたのだから、國會議員に文句を言えといふ論議あるいは質問をして、私は当局

も、いろいろ改修を加えたいと考えておる次第でございます。まず先ほど申しました通り、いわゆる

○大上委員 さらに私これを聞いたの

は下級官廳であろうとも、税務署長に

はおられますが、この問題を御答弁願

いたいと同時に、待遇においてもちろ

ん本年度、二十三年度の七十八億円、

その徵稅費用は人件費というような説

ました。たとえば大都市によつて旅費計算は特別といいますか、勤務地の

関係の問題が出ておりますが、勤務地

が地についておらない。さらに税法の

施行上必要なものであるならば、こ

れが計数的な、あるいはこれに要する

ところの費用というような面から見

て、もつと具体的に政府当局から説明

してもらいたいと考えますが、ますご

れについてお尋ねいたします。

○平田(敬) 政府委員 ただいまのお尋

ねでございますが、一般的な大体の方針につきましては、先般大蔵大臣から

もお詫びがありまし、私からもその

重点をおきどころにつきまして、いろ

いろ御説明申し上げておいた次第で

あります。それが内容に立つて説明せよと

いうことでござりますので、今年の徵

稅費の内容について若干申し上げさせ

ていただきたまうと存じます。

昭和二十一年度の予算におきまして

は、徵稅費用の全体が二十三億六千八百

余万円になつております。それが本年

度の予算におきましては七十八億七千

八百円程度の予算を計上しておる次

第でございまして、このうち相当人件

費が多くの分を占めます。それが本年

度でございまして、このうち相当人件

費を非常に変えておるということを申し

上げまして、一應私の質問を打切りま

す。

○星 稲田 委員長 大上君。

○大上委員 所得税法の一部を改正す

る等の法律案並びに取引高税法案につ

いて質問したいと思います。

さて、大蔵大臣の答弁、並びに主税局長

からこれらの補足的説明がありました。が、問題は租税收入を確保するため、

急速に徵稅機構を整備強化云々といふ

が、その他の各般の施設につきまして

いろいろな政策をするとか言つており

いろいろな政策をするとか言つしており

いろいろな政策をするとか言つており

まいりたいと考えておる次第であります。

○大上真義　今度は少し細かいところを聞かせていただきますが、現在各法人は申告納税制度でござつたのであります。従つて各法人は予定申告をする。それと同時に税務署は中間報告をし、なお確定申告をして最後に政府がきめる。もちろんこの方程式によりますと、收支決算が一箇年二回の決算になります。

期の分、すなはち一月から六月末まで十二月までの分ならばそうですが、七月から十二月までの分をもつて一會計年度と見た場合、ございませんが、商法の規定上、一年をもつて一會計年度と見た場合、これによつて各法人の係りの收稅官吏の事務が相当煩雜になつておる。この商法の規定を將來どうなさるのか、現行法のままでいくのか、あるいはどこまで存続することによつて、當局はどう程度の人員と申しますか、事務を考えておられますか、その点をお尋ねします。

○平田(税政課長) 大たいへんお忙
手数から考えますといふ問題もござ
いますが、何しろ現在のよう非常
に經濟情勢の動的の激しい時代におき
ましては、若干手数ばかりまして
も、仮決算等に基きましてさような申
告をし、調査をいたしまして、課税の
適正をはかる必要がござりますので、
現在のところはそういう制度の方がよ
ろしいのじやないか、かように考えて
おる次第であります。

○宮幡委員 所得税法の一部を改正する等の法律案につきましては、すでに大分質疑も行われております。お伺いいたします諸点がそれゝ関連性をもつことと思いますが、ただいままでの質疑の間に、まだ十分了解のできない点につきまして、二、三お伺いしてみたいと思います。

今回の所得稅法等の一部改正にあた

りまして、政府は当局の負担を大きく削減するに理解を要求いたしておりますのは、いわゆる勤労階級の負担軽減、その方法として基準控除の引き上げ、扶養控除法の大額の引き上げをしている、かように

了解しなければならないが、先日中曾根委員からの質問に対し、営業及び營業者の概算徵收額というものを主税局長が発表なさつたように私は思つております。従つて各業種によつて相当の数字が出ておりますが、この数字の計算基礎をまずお尋ねしたいと思います。

○平田敏政府委員 お尋ねの如きは、それより昭和二十一年度における生産額を調査いたしまして、それに対する生産額を計算いたしまして、それによつて、それより價格を乗じて計算し、さらには昭和二十三年度における生産の増加見込額、並びに物價の変動状況を加味いたしまして、それによつて計算いたしました。他の難多な品目についても、あらゆる資料を用い、できる限り全体として適正な價格が計算されよう努めた次第であります。なお営業税、所得税等における從來の課税表も使つたことももちろんあります。

て、あらゆる資料を使いまして、できるだけ取引高税収入の見積りの正確を期した次第であります。

○官署委員　所得稅法の一部を改正する等の法律案につきましては、すでに大分質疑も行なわれておりますて、お伺いいたします諸点がそれゝ関連性をもつことと思いますが、ただいままでの質疑の間に、まだ十分了解のできない点につきまして、二、三お伺いしてみることと想ります。

みたいと思ふ。今、
今回の所得稅法等の一部改正にあた
るに、又何等の變り大きさ、國民

いりまして、政黨当局の最も大きな問題に理解を要求いたしておりますのは、いわゆる勤労階級の負担軽減、その方法として基礎控除の引き上げ、扶養控除法による二重控除である、かような

申し述べられており、これが現わるに於ては、この上において一應さような状態も現わるに於ては、この上において一應さのような状態も現わるに於ては、これでいるかとも存じますが、これを深

八十円当時の飲食物費の割合を年間に換算してみますと、一万五千九百十二

いろな見地から検討を加えまして、結果において出てきた負担はこの際とし

く掘り下げてみますと、どうも政府の御説明が、失礼ではありますが若干国民をなだめて、そして知らず／＼の間に重い負担にもちこもらうとするような——それほどの作爲的のものでもないでしようが、何となくその宣傳と事実との相違していることに大きな疑問

円となりまして、うちから四千八百円の基礎整除いたしましたと、飲食物として、いわゆるわれ／＼の血となり、肉となり、骨となつて費された支出の中へ課税部分の食いこむ割合は、一千百十二円であります。ところが昭和二十三年一月現在の五千八百五十五

きまして、初めてそれ／＼の控除が妥当である。かような意味からいたしまして、総合控除して決定しているような次第でございます。それと財政事情等が許しますれば、あるいはでき得る限りさらに軽くするということも考え方のまゝですが、一方おきましては、さ

おしたように、わが品目における
は、それ／＼昭和二十年度中における
生産額を調査いたしまして、それに対
しそれ／＼價格を乗じて計算し、さら
に昭和二十三年度における生産の増加
見込額、並びに物價の変動状況を加味
いたしまして、それ／＼計算いたした

われであります。他の難多な品目に
いても、あらゆる資料を用い、できる
限り全体として適正な價格が計算され
るよう努めた次第であります。なお
營業税、所得税等における従来の課稅
表も使つたことももちろんであります
て、あらゆる資料を使いまして、でき
るだけ取引高稅收入の見積りの正確を
期した次第であります。

○宮崎義員 所得稅法の一部を改正する等の法律案につきましては、すでに大分質疑も行われておりまして、お伺いいたします諸点がそれゝ関連性をもつことと思いますが、ただいままでの質疑の間に、まだ十分了解のできない点につきまして、二、三お伺いして参ります。

みたいと思ふ。今、
今回の所得稅法等の一部改正にあた
るに、又何等の變り大きさ、國民

に理解を要求いたしておりますのは、いわゆる勤労階級の負担軽減、その方法として基礎控除の引き上げ、扶養控除の引上げ、ふつうの言ひ方をすれば、税金を減らしてやることである、かような

いろな見地から検討を加えまして、結果において出てきた負担はこの際とし
てやむを得ない、と、うような場合にお

きまして、初めてそれ／＼の控除が妥当である。かような意味からいたしまして、総合控除して決定しているような次第でございます。それと財政事情等が許しますれば、あるいはでき得る限りさらにも軽くするということも考え方の一つですが、一方におきましては、さ

うな点から考えまして、この際として結局所得税の負担として最も合理的であると考えられる線でいかざるを得ないのであります。そこで問題は何か一定の算率があつて、自然に基礎控除額がきまつたかということになります。

が、さようなやり方はいたしておりません。これは先ほど申し上げておりましたように、いろいろな角度からいろいろな場合を計算いたしまして、現在の負担に比較いたしまして、改正後こうなる。しかばばどうであろうかといふ点を、いろいろの見地から考えまして、前にも申しましたように、妥当とする整除額にする、かような判断から上の方はございました。

たしているのでございます。今若干の
考となりますような計数を申し上げ
ますと、昨年の消費者物價指数ですが
昨年一箇年の平均に対しまして、今
の六月ころの見込は、大体八三%く
らいの増であるらかと考えられるので
ざいます。賃金の方は昨年一箇年の
賃金に対する、今度の新ベーチスが

体一二九%程度の増になる。それや
れを考へまして、少くとも二倍以上

除されなければならないということは、一つめやすにならうかと考えるのです。さいます。じこうして二倍以上いく

にするかということにつきまして、何か機械的な計算があつて算出するのかというお尋ねでありますけれども、さうなことはいたしておりません。先ほどから申しましたように、いろいろな角度から検討いたしまして、妥当な負担であるということをねらつておるわけでございます。この点につきましては、たび／＼申し上げるわけでござりますが、たとえば昨年三千円の人の負担がいくらであつたか。その百円あたりの負担率を、扶養家族三人の場合について調べてみますと、一一・三%でございます。同じ人が今年は貯金、物貨の上昇に伴つて、約倍額の六千円の收入があるという場合におきまして、その六千円の場合の、同じく扶養親族三人の場合の負担はいくらになるかと申しますと、四・六%でござります。従いましてさような比較をしまりますと、大体におきまして、今申し上げましたように、実質的な負担力におきましても、少くとも所得税に関する限りにおきましては、相当軽減がはかられておるということは、明瞭に言えることと考えておるのでござります。單に六千円の人が現在千四百七十一円であるが、それが二千七十九円になる。すなわち三百円だけ軽減された。約八分の一程度負担が軽くなるというだけでなく、名目的な所得税の増加を織込みまして負担を考えましても、少くとも所得税、なんなく勤労所得税に関しましては、この際としまして相当な軽減が行われたものと私どもに考えておる次第であります。そぞういろいろな数字を比較検討し、一方財政事情等もにらみ合わせまして、各種の所得税の税率、基礎控除、

扶養家族の控除等を、それ／＼妥当と認めたところに定めようというのを私どもの考え方でございます。

○吉畠委員 事務的な御答弁に対しても、一應了解ができるものでありますけれども、またついで政府委員から御説明の内容は、一部資料等でも頂戴いたしまして検討いたしております。されども、またついで政府委員から見えますが、結局はもう一つ重大な点を見逃されておるのではないかとおもふります。三千円の場合に、かりに税金が千円かかって二千円だけしか残らなかつた場合の、その千円の負担の苦しみと、六千円も收入があつた場合に、三百円しか税金を拂わなくとも、事実上の生計費が上つておりますれば、前の千円の方が樂で、あとの三百円の方が困難であります。その点を見逃しているということが私は痛感せられるのであります。實質と、名目と、いうことをしば／＼お用いになりますが、事実はただ貨幣の價値において額が減つただけで、生計費の膨脹に伴つて收入が膨脹しただけで、實質上の負担としては食い込みである。われくが生きしていくために費やされたその支出に課税されるのが多くなればなるほど、名目の税は少くとも、國民の負担は重いのであります。これを断じて繰減などといふ言葉で扱うことはできなないと存じますが、この点についてはいかがでございましょうか。

○平田(敬)政府委員 現在あります統計のうちでは、貨幣の購買力と申しますか、實際の物價水準と申しますか、そういうものを測定する材料といつましても、例の内閣統計局でやつております消費者物價指數というのがあるが、そういうものを測定する材料といふ権威のあるものと称されておるわ

○宮崎委員 これ以上この問題は議論になると思ひますから差控えておきます。これはおもなる原因が財政事情に押されておやりになつたものだと私個人で承知しておきます。かような場合に輕減々々と國民大衆に呼びかけても、來年の三月三十一日までに決定し取り上げますところの税金といふものは、實際として結論は決して輕減になつております。その場合の國民の声を聞いて、われくが民主自由党といつてしまして大衆の生活を憂うるあまりに、この点につきまして失礼と想います。深く煽下げて御質問をいたしましたことを、つくづく御反省願いたいと存じます。私はここにだめ押しをいたしておきますが、二十三年度末におきまして勤労階級が、なるほど負担が輕減されたと言つて喜ぶ声が出るか、いや負担の輕減といふものにつられたが、事実は負担が重くなつたという怨嗟的な声が出るか、ということを、よくお見守り願いたいことを一つ條件に申し述べておきます。

勤労階級の負担の軽減といふようなものについて考えておるのであります。端的に申すれば、農業従事者は勤労階級ではないのでしょうか。私はこの点について非常に疑問をもつております。農業労働量の過重であるということとは、世上一般周知の事實であります。いわゆる朝に星をいただいて家を出で、夕に月を背負つて帰るの重労働をいたしております。しかるに現在在他の勤労階級は、誤れる労働基準法の保護下におきまして、拘束八時間、実労働七時間というような、かつての日本人の素質から申しますならば、またその勤労意欲の実態から申しますならば、きわめて軽度な勤労をいたしております。その軽度の勤労をいたしておられますものを、所得稅法上の勤労階級のわくの中にはめて、過重なる労働をいたしております。しかも食糧自給の困難な國情におきまして、さらに大きな負担をさせられております農民を、この勤労階級の中に加えてないとの疑問は、私はどうしても取去ることができません。農業所得に対して、給與所得同様な考慮を拂い、少くともこの稅のかけ方において、特段の考慮があつてあるべきものだと私は固く信ずるのあります。希わくは農業所得に対しましては、これを独立課稅いたしまして、必要経費の範囲を拡張し、しかも一般的の稅率より輕減されましたるところの、特別の稅率を定めまして、農業生産の意欲を向上し、いわゆる勤労階級の負担の均衡をはかるべきだと思ふのであります。この点はいかがですか。

えいたしておるわけござりますが、農業所得の中に勤労の分子がないといふことを私どもは是認しておるわけではございません。農業所得でも、それから營業所得の下の方の所得でも、おそらく勤労とそれから本來の事業と申しますか、収益と申しますか、そういうものの集まりが農業所得であると考えるのでございます。ただししかば、まつたくの雇労に基く給與所得と同じであるかどうかということになりますと、その点はやはり段階があるのではないか、なんとなく今日のようなインフレの進展を今までしてきました、あるいは今後におきましては極力抑えるつもりでございますが、なかなか困難な事態にあると、こういう際におきまして、事業的な所得と、それから純粋の雇労労働に基く定額賃金と申しますか、給料と申しますか、そういうもののとの間に、相当の差があるということは、これはむしろ私は常識ではなかろうかと思う。理論的に考えましても、両者の間に相当の差があるということを考えられますし、やはり所得としては、給料においては二割五分控稅の稅制といたしましては、現在の段階におきましては、雇労労働に基く收入と、農業等の事業所得との間におきましては、給料においては二割五分控稅の稅制といふといたしましては、基礎控除、稅率の調整するといういろいろ開きがあつても、妥当ではないかと考えるのであります。農業所得、營業所得等の諸所得につきましては、基礎控除、稅率の調整、その他によりまして、本年度はやはり昨年度に比べますと、これはインフレが今後ほど爆發しない限り、今後相当前の軽減もはかられるものと考えるのであります。それで實質負担が重くなるか、軽くなるかきまるが、

私どもといったしましては、でき得る限りインフレを抑えまして、やはり税制はなるべく長い間合理的な税制として維持し得るよう、あらゆる努力を傾けて、負担の適正という見地からいたして、破れないよう努力することですが、当面の課題ではないかと考えるのあります。

の関係におきましても、直接税は金儲け、とりやすいところからとれることは、なかなか傾きが大きく流れております。されど、これかもしインフレがさいわいして、農業所得の問題につきましては、農業所得だといふようなことは、私どもは根本的に考えておりません。従つてこれは当面の問題でありますので、農業所得の問題につきましては、當面考えて農家の負担が非常に過重である。これも先ほど一貫意見を止めおきました通り、今の議論をするよりも昭和二十三年の年度末において、民がいかなる声を上げるかといふことによつて、きわめて明確に審判が下される点ではなかろうかと思ひます。この点特に御考慮をお加えを願つておたいと存じます。

水の修を防ぐの施設等はほとんど行わ
れおりません。たゞいま美田烈烟は
洪水の喰禍にまさにさらされようと
し、またすでにさらされた所もたくさん
あるのであります。これを救う一
つの方法といたしましては、山林の再
造成をやることが急務であります。と
ころが現在の山林所得の計算の仕方か
らいきますと、切つたあとへ苗木を植
えるということは、現実において不可
能な状態になつております。いわゆる
植林費が非常に高くなつております。
そこで、賣つた木材の代金に課税を受けま
して、そうしてその中から山林を再び
植えつけるというようなことは、どうう
でいきないような状態であります。
従つてだいまのよな山林所得に対
する課税が行われておりますならば、
これは山林の再造成を阻害する一つの原
因となるように考えられておりますの
で、これを何とか改善してまいらなければ
いけないものであると痛感いたしま
ております。それで山林所得の必要経
費の算定につきましては、だいまの
税法にそれ／＼のお示しがあります
が、希わかば山林所得といふものの中
の必要経費として、それに植林をいた
します、いわゆる山林を再造成いたします
す基礎的の支出である再成植林費を、
必要経費として認められることが、よ
り意味の獎勵をもかねまして、適切な
る課税を生む導因となると思います。
しかしながらこれでは課税の面がなく
なつてしまふ。かような点もあります
ので、たゞいまやつております十分の
五を山林所得から控除いたしますこの
控除を廃しまして、必要経費の中に山
林の再成費を含める。かような変更が
最も妥当であると信じておりますが、

○平田(敬)政府委員 山林の所得につきましては、御承知のように、あるいはすでに今御指摘のように普通の所得と違いまして、若干一時的な性質かはいつておるというような意味におきまして、五割を控除して課税しておるのであります。五割を控除して課税するということは、実は税の負担をおきますしてはさらに五割よりもはるかに軽減するということは、皆さん方よく御了解される通りであります。累進率の課税でござりますので、そのまま課税いたしましておきましては、單に税負担が百五分の五だけ軽くなるというであらずして、所得の大きさによって違つてしまして、所得の大ささによって違つてしまつて、五割も、六割も、七割も異なるというような結果に相なるのです。かようなことにいたしておられますので、また山林の所得の性質上、かよくなことは一臚私ども合理的なと考へておるわけであります。なかな必要経費の見方に少し変動を加えたところかといふお話をございますが、どうかとも相なりますと、また他にようなことに相なりますと、各所得との間の権衡を失するといふふな課税方法をやるといふような考え方を通じて一貫した方針に従つてやるのなことにも相なりますから、経費の方はあくまでも理論に従つて、各所得の性質に應じて、それぐら山林の所得に対する課税は、やはり山林所得の性質に應じて、それぐら自分の五を控除して課税するといふのはごくおまかの課税方法でござりますので、必ずしも妥当でないかも

ような山林の経費においては、あまり控除は要らないという理窟も成り立つのであります。これに反して何十年間に一回伐採するようなものに対しても、他の一時所得と同様に、百分の五を控除して課税するというようなる法ではなかろうかと考えておる次第でござります。

算に見積らるべき性格のものをもつておる。いわゆるインフレやみ利得の大半は、この一時所得の中に潜在しておるものだと私は考へておるものであります。政府の説明でいきますと、一時所得を把握する観点として、一時所得の性質を説明いたしますのに、馬券の利益とか、あるいは賭博の利益等はこの一時所得の代表であるといふようなことを、それ／＼の税務研究とかあるいはその他の税務の刊行物の中に示してあります。決して私はさうなものじやないと想います。それはペーパー・マネーでもつて隠退藏することではなくあります。これはただ、流通するのではなく、何らかの形において、必ずや地上にその形体を現わすものであります。そうすればそれを捕捉いたしまして、いざれかの時期において、必ず認識いたしたところの力をもつております。さうするならば、この一時所得こそ大きいに把握できまして、インフレ克服の一つの手段ともなるのはなからうかと考えます。さような意味において、今までこれはインフレの利益が主眼であり、あるいは偶然の所得というものが、その根本をなしておるものであります。相続税のごときを見ましても、かつては日露戦争の直後、相続税を創設しましたときには、これは人生最大の不幸事、いわゆる戸主の死亡によって相続が開始されることがおもなる理由であるから、なるべく苛斂誅求をして課税しろというような大蔵大臣の建議さえ発せられておりましたが、その後相続の偶然性が大きく取上げられ

まして、金持の子供が金持になることは不自然であるから、これにはかえつて重い税をかけるべきだということに傾いて、現在も政府当局はその方針をとられておるものであることは御承知の通りであります。されば一時所得において十分の五を控除するなどといふことは、あたら歳入の財源をみすみす失うようなものじやなかろうかと思うのでありますが、これらを撤廃せられまして、全面課税——一時所得を得るに必要な経費は認めますのが、その他の所得は全面課税せられるということこそ妥当であると思うのであります。この点はいかがでございましょうか。

いう問題がございまして、たとえば不動産を賣りまして、その代りになる不動産を買おう。こういう人がある場合におきまして、賣りますと譲渡所得がかかる。買おうと思ふと税金を納めた残りでは買えない。こういったような実際的な問題も起りがちな例が相当ございますが、やはり百分の五程度の控除を存置するのがよろしいのではなからうか、というようなことを考えまして、むしろ調査の適当な運用をはかるという方向にいきたいと考えておる次第でございます。

正を算定いたしましたことは容易なさた
ではありません。事務手続上これをも
し行わんとするならば、それこそ大藏
當局の入員を、法人税に關する係にお
きまして相当増員せられましても、な
お処理できない、かような面がくるの
ではなかろうか。しかしながらこの貨
幣價値のアンバランスの關係を調整し
ないということははなだ不本意であ
りまして、結局一番簡易な稅務の実務
として容易に行えますいわゆる倍数換
算の方法をとるべきであると考えて
おります。もとより法人税が基本の普
通所得に対するものでありますから、超
過所得といふものは普通所得の上にか
かるものでありますて、あくまでもそ
の資本金額計算が基本をなすものであ
ります。従つて資本金額の戦前に構成
せられました部分、及び戦後昭和二十
一年八月十日までに構成せられました
資本、あるいは現在の構成せられた資
本、大まかに考えましても、これくら
いのセクションを設けても差支えない
ではながろうかと考えます。例として
申し上げますならば、戦前構成されま
した資本はこれを百倍として計算し、
戦後昭和二十一年八月十日までに構成
されました資本を五十倍とし、現在の
ものは帳簿價格、これを合算いたしま
したものをおつて、超過利得計算の基
礎的の資本金とする。かよくなことに
いたしたら、もつと適切なるところの
超過所得税を徵收することができると思
いますが、この点に対しまる改正
の御意図はござますか。所見をお伺い
いたしたいと存じます。

見は、この法人税と、それからインフレの結果、法人の会社の資産の評価その他他の経理が調節されていない点を、いかに調節するかという問題に関する一つの問題だと考えるのでございまして。そういういろいろな研究案もできておりるのでございますが、私どもとしては、やはりそういう問題は、資産の評価なり、法人自身の経営の問題になつて、まずその方面が妥当な解決を見ないと、なかなかこれは税法上妥当な結論を下しがたい。ただいま御指摘の例がございましたが、たとえば、昔拂込まれた資本金でありますのも、戦災等によりまして、会社の実態財産が相当減つておりますのと、さにあらずして、なお相当継続されておりますのと、いろいろございまして、その間一律に同じ倍率でいくということは、合理性を欠く場合も出てまいりますし、これは結局におきまして、会社が現在の財産に應じまして——最近の状況に應じて資本の評価と申しますが、再評價と申しますか、そういうことをどうするかという問題がきまらなければ、なかなか解決しにくい問題じやなかろうかと思います。最近におけるインフレの進展状況から見ますると、私はいづかはそういうことをやるべき時間が來るのではないかと思ひます。そういう状態におきまして、税法におきましても、できる限りのアジャストをはかるといふことまでいりますのが妥当ではなかろうかと考えるのであります。もつとも、今後インフレが急激に進展してまいりますと、なかなかそういうことは言つておれないということに相なると思ひますのが、その点につきましては、あらゆる手を用いまして、

るところで、現在のところいたしました。は、先ほど申し上げましたところ御丁寧承願いたいと思う次第でございます。ありますので、一應他日の研究に委ねたいと存じますが、ただ課税上の実務の問題につきましては、これほど関連なしであります。どうも超過所得を、今回の改正案によりますと、資本に対する三割超過、五割超過、十割超過という、非常に法人企業が莫大な超過利益があるものであるということを予想して立派せられております。先ほど塚田委員長から質問がありまして、法人と個人との課税が、会社になつた方が税率が安くないはしませんかというようなお尋ねがあつて、自分としてはそう考えかいが、商的な立場から考えると、そろそろだと言わなければならぬな事を実があるというような答弁もございましたが、税務署において法人税を微吟する場合においては、ただいまの法則では、どつちかと申すと、いわゆる努力目標と言うか、あるいは割当課税とする申しますが、とにかく一つの予算の範囲付が行われてることは事実であります。そうしてそれに合うためには、各企業も超過所得にぶつかるまではやめ悪いから、というようなことで、各会社がおしなべてこれを用いる。これは得にかかるつていなければ、どうも上回るの方の見込みが悪い、ちょっとくあいが悪いから、というようなことで、各会社が悪いから、といふべきだと思ひます。

金はもとの通り、昔の十万円は十万円と評價されておつて、そうして三割でもつてわざかに三万円、そうして今の貨幣価値から言えれば、職災等の特別事情を除きますれば、今はその十万円が一千万円にも働いておる。それを現行の税法の一割に止めてもらえれば百万円で、超過所得の限界は少くなるのであります。どうも超過所得がかからないような決定をしたのでは、上局の通りが悪いと、いうような税務の実務から見ますと、三割五割に限度を上げていいだいたことは、資本金額の算定をかかない以上は、はなはだ妥当なものではあります。これを三割、五割、十割にしておくならば、資本金を何らかの簡易な方法で、事務のさほど煩雑にならない範囲において、どうしてもこの資本金の換算ということをしなければなりません。その程度の多い少いは、これは議論のあるところでありますのが——趣旨としては、それをしなければ、これは逆に法人に対しまくる大きな負担となる。超過所得が三割になつたがために、普通所得をつり上げられる。これは、こういう事実がちまたにいくらでも起つておる。現実としてわれくの日常生活にも、必ずぶつかるであろうということを憂えておりますが、この点の実際については、三割にもなつたのですから、普通ならば、これは超過所得のかからぬという原則で並べておる。外資導入の関係があるので、法税は軽減しておるのであるから、超過所得は原則としてはかかる。超過所得のかかるようなものは、せいぐりに得がかかるようなものであつて、こうして、立派と、うるものであつて、こう

うものは特例だ、とおつしやるならば格別、從來のような税務行政をそのままにしておくならば、この五割・十割、あるいは三割のセクションというものは、これは会社企業に対して軽減どころか、かえつて重圧を與えるところの原因になる。かように考えておりますが、この点についての実務的の御見解はいかがでありますか。

○平田(誠)政府委員 法人税につきましては、実は今のお話とちよつと逆であります。先ほど申し上げましたように、資本につきまして個別的には正を加えるということは、税法だけでも言つて、おおむね多くの会社は物價なり実際の収益に対しまして、相当低い資本金で、相当な仕事をしておる。マジンでも、賣上位のごく一部が利益になりますと、これは相当な利益になります。こういう状態をそのまま課税しますのは、やはりいかにも超過所得税としてむりがありはしないかということを考えまして、超過所得税の改正いたしておるのでござります。従いまして、資本の再評価をいたしますれば、あるいは從来通り、一割、二割、三割くらいの税率で課税するというのも、一つの方針かと思うのであります。さようなことが技術的にはなか／＼むずかしいし、むしろ一般的の、会社の評価自体の問題にあると考えますので、税法におきまして大まかに調節をはかるという意味におきまして、かような改正を加えておるのであります。従いまして、このことは私ども実際問題として、現在の多くの法人につきまして、評価を一定すれば、非常に高率を採用しなかつてなか／＼内まらない、そ

ういうことがないようになります。一つのねらいでございますので、御了承願いたいと考えるのであります。
なお、運用につきましていろいろ御指摘がございましたが、これはあくまでも適正な所得を算定するということのみが唯一の目的ではございませんし、またそれより以上にはみ出る筋合のものではないと考えますので、運用にあたりましては、さような趣旨で適正を期すべく努力するつもりであります。

ります有償証券移轉税については、何らの考慮が租税特別措置法で拂われておりません。單に企業再建整備法、金融機関再建整備法だけに考えられております。これは何か立法上の手落ちのようにも私は考えますが、この点はいかがでありますか。

○平田(敬)政府委員 今御指摘の租税特別措置法の規定は、実は企業再建整備法、金融機関再建整備法等の規定によりまして、認可された整備計画に基いて、一應ある人が株券を引き受けまして、そなしてなお暫くの間に、今度はほんとうの所有者に賣りさばく、こういうことになる場合を考えまして、一應だれかが引受けの場合における移轉税を免稅いたしまして、本來の株券の取得者に、その株の賣渡される場合においては課稅しようという趣旨でござります。これらに對しまして、独占禁止法その他の規定によつて株がそれぞれ賣買され、本來の取得者にそれが賣渡される場合においては、やはり有價証券移轉税は、ごく軽微な例でござりますが、やはり課稅していただきいてよろしいのではないか、かように考えておる次第であります。

○宮幡委員 株について、開放株の原始取得についても課稅をなさるといふ御意意ですか。

○平田(敬)政府委員 原始取得といふお話をございますが、すでにある株をたれかが買う場合の取得でございますから。

○宮幡委員 持株会社整理委員会の取扱いになるわけですが、最初に買ひたに、その場合に課稅になりますか。

○平田(敬)政府委員 その場合は課稅となると思います。

卷之三

○富澤委員さよういたしますと、証券の民主化ということを標榜しておりますが、ます第一の條件が、大体持株会社の解体等の場合の開放株の処理は、その会社の従業員が最優先でありますと、第二位がその地元の人たち、それから一般、こういうことになります。従業員の引受けということは名目でありますて、事實は引受ける資力はないわけであります。今度はそれに対しまして、金融のわくを拡張いたしまして、その証券を担保にして五割ないし七割くらいいの金融ができるという途が最近開けだように承つておりますが、事が勤労——汗と脂でもつたたき上げました階級の方々がもつ株であつて、これに有價証券移轉税をかける。その税のうちの一一番高い千分の八がかかるといふことは——移轉税全体から見れば微々たるものですが、金のない者によぶんにかける、しかも借金してまでもつづいていかなければならないといふということは、証券の民主化的趣旨に相反する。何か租税特別措置法の中に若干軽減するなり、これを保護するなりの規定があつてもいいと思う。金持が買わなければ半分のれくらいい何をか言わんやであります、割当てられてもらひまする労働者の引受け株に対してもこれがかかるということは、何となく得心がいかないところであります。この点についてもう一度ひとつお答え願いたいのです。

いと考えておるのでござります。そな
場合に持主が従業員等の労働者の組
合、特に考えたらどうかというお話を
ございますが、これも決して強制的に
割当てるわけではなくて、やはり権利を
もううといふ趣旨に従つて買う場合を
ございますから、そういう場合におき
まして、有價証券移轉税を納める程時
の資力はあるものと考えてもよろし
のじやないか、かように考えますへ
で、特にそういう場合に限つて移轉税
を課税しないということは、必要な方
ろうと考えておる次第でござります。
○宮崎委員 そこでこれはほかの問題で
に関連があるのですが、持株会社整理
委員会に委託されました株といふもの
の所有権は、もとの人たちにはないこ
とが原則であります。従つてちょうど
株券を最初に発行すると同じような状
態が想像されるのであります。これは
それは原始取得とはどうしても考えら
れません。一度持株会社整理委員会に
その所有が移るのであります。これは
旧株主から新株主に移るものとは根本
的にその趣が相違しております。

その一つの現われといたしまして定額税である登録税におきまして、大幅な引き上げをしておる。たとえば商事会社におけるますところの現行登記移轉の登録税が千二百円、これらは登記所におきます手数あるいは登録いたしました手数の原價を考えましても、一体かようなことをしてよろしいものだらうか。これは然道や何かを見て、こちらがよからうから六百円を千二百円にしてくれ、このくらい出せるだらうと、いうので、いわゆる税をとりやすいものからとうという傾きがはなはだ多いのです。この点はどうもはなはだ遺憾にたえないのであります。変更登記というようなものは、御承知の通り紙片一枚か二枚書いて申請いたしまして、そうしてわざかに三三行を登録するだけの手数であります。これに最も重いかような負担をさせることは、結論おきましては登記を遅滞ならしめまして、違法を獎勵するような傾きになるので、これこそは現行の六百円をしばらくおいて、殊にわざかのものでありますから、他に財源を求められた方が適切でなかろうかとを考えますが、その点はいかがでござりますようか。

位にしていただかなくてはならぬとござりますから、やはりいきおへん力あるもので増税をはかるといふが、とるべき態度でなかろうかと考えておきります。

○宮崎委員 どうもこの点は納得がいかないのですが、やはりそれるやつらるという傾向が、税法の大きな流れであると思います。どう考えてみても、これはもとは五円でありますよ。それが十四になつた。もし十四なればこれは百二十倍ですから、政府は税金の引上げ倍率を今のやみベースで考へるのかということになります。これは笑いごとのようであります、事業実績大なる問題でなかろうか、どこを見つけてこれはよくないのです。なぜひとつは確かにこのくらいの財源はどうにでもなるだらうと思いますから、これは別に私は政府の手落ちとして、それを追究しようとか何とかいうものではありませんが、多くの場合、税法等の問題については、かようなこまかい左には皆さんの御注意がいつていないと思いますが、一應お尋ねしておくわけであります。どうも私はこの点は納得できません。どうりで登録税のとき定額税においてポン／＼上げればいい。物品税などの定額税においてポン／＼上げれば、税額は殖えるのだ。この行き方は税として一番悪い行き方である。こうしたことをつけきりばいい。物品税などの定額税においておきたいと思います。なお質問申しておきたいと思います。

やはり引上ぐべきものは引上げる。下げるものは下げる。そういうことをでさきの限り、物價事情、賃金の事情、経済の情勢に應じて適正にやるということだが、この際とるべき途でございまして、いやしくもそういう余地がある限りにおいては、税制に改正を加えるとともに、税制の捕獲につきましては、不^レ断的努力をいたしまして、全力をあげて捕獲していくということは、たゞたび申しておるのでございまして、單に安きについておるわけではあります。合^レ理的^レに刷新しようということは、せん。合^レ理的^レに刷新しようといふことは、まず第一にお願いしたい資料は、配付税のいわゆる未決定になつておる部分が相当數全國にあると思います。これが調査したところによりますと、それを決裁されずに放任しておるということであります。これの件数と、あるいは徵稅し得るところの見込稅額、もう一つの資料は取引高稅につきまして、先般の公聽会に出ておりましたのが、課稅の回轉率といいますか、取引毎にその取引高稅がかかるとするならば、行程において何行程ぐらいかが、これは事務當局の主要品目で結

Digitized by srujanika@gmail.com

八

実酒の統制はある程度解除する以外に、雜酒というのも手持品をはつきりと調査しておいて、手持品だけのものはこの程度でひとついいだろうといふことの腹をきめて、統制を解除して自由にやらしたらどうだらうかといふうに私は思うのであります。重要な物資がそのうちに含まれておるから、もし雜酒の方を統制解除したならば、またやみからやみで製造するというようになりますが、手持品を申告して、それを大蔵省で許可をして、それだけの石数をつくるして自由にやらしてはどうかと私は思うのであります。果實酒の点はむろん早急に解決していただきたい方がいいと思うのです。なおその雜酒に対してもどうかいま少し見透してよく定め、今の一般の行き方に對してやつていただきたい。これに對する御意見をいま一度承りたいと思います。

あるいは都會方面におきましても、最近は相當家造酒が出来わつておるようですがござりますが、おもしろくない傾向が出てまいつておるわけでございまます。これに対しましては、一方において極力取締り等を強化いたしまして、さようなことがないようにならしておるのでござりますけれども、御指摘のように酒類の供給がかように減りましては、なか／＼思うようにはまらないなうのでござりますので、私どもも希望といたしましては、できる限りこの酒については、造石するのが妥当ではないかということを考えておるのでございます。ただししながら酒類の原料は、御承知の通り主として食糧に向うものでございまして、米といい、いともといい、それ／＼現在の日本の食糧の非常に欠乏した段階におきましては、貴重な食糧に相なつておりますので、なか／＼酒の造石の方までまいりましては、食糧事情も若干よくなる事情もございますし、國內の生産も順調にまいりますれば、來年度としては私どもの希望としましては、これに対して相当造石ができるよう努めていきたいと考えておりますけれども、ただ、今由しました全体の食糧状態がござりますので、なか／＼むずかしい問題であることを、一應御了承頂きたいと思います。

先ほどもお話ししましたように、いろいろ有用な原料を使つておりますし、しばらく統制を続ける方がいいのではないか。ただ今後における実際の需給状況その他之情勢を見まして、漸次考えていくという方向に向つたらどうかと考えておる次第であります。

○原説明員　そうではなくて、申請によるなり、手続によつては、全部ではなくとも、一部自由にさしてはどうかといふのであります。

○原説明員　御承知の通り、甘諸は主食の一つとして統制されておりますので、結局ただいまお尋ねの点は、酒田の原料としてどれだけの甘諸が割当てられるか、さらに御質問の趣旨を付属いたしますれば、実際問題として甘諸の荷動きが悪かつたりいたしまして腐るといふようなものもある、そういうものを酒の方に利用したらどうかというような含みをもつた御質問であると思いますが、甘諸の酒に対する割当量は、酒に対する米その他の割当を一括りしまして、毎年秋冬にはつきり決定いたします。そして日本の主食事情、特に海外から援助を仰いでおります關係からして、これを超過いたしますことは、厳に戒めなければならぬ実情にあるわけあります。が同時にたゞいま申し上げましたような腐敗甘諸の問題になりますと、實際において日本本の經濟がなだらかに動いていないために、むだになつてしまふ事がある。これを利用せぬのはうそではないかといふような含みから、こういうものにつきましては、できるかぎり酒用の原料として使いたいということで、極力現在も使つてゐるわけでございます。なおそのほか澱粉かす、あるいは芋搾り汁というようなものになりまとと、統制の程度はあるいは相当ゆるくなつてゐるもののがございます。つまよそこに自由のきく面があるのであります。

ります。これらの部面におきましても、業界の方々がそこをねらつてそれを酒に轉化するというプランをおたてになります場合には、われべくいたしまして、それでも、國家財政の上からしまして、も、酒の需給から言いましても、非常にありがたい次第であります。できだけやつていただきつもりであります。ただ何さま酒には原料のはかに懸料が必要であり、資材が必要であり、また設備が必要でございますので、ぬういう線について、やはりそれべく相当の條件を備えなければなりませんけれども、そういう條件のあります限り、酒の造石高の増加に役立ちますようになといふ、御質問の趣旨の通りの氣持でやつておられるつもりでござります。今後ともなるべくその御趣旨を体しまして、酒の造石高の増加をばかりないと考えております。

Digitized by srujanika@gmail.com

一、四半期の実況から見まして、第二四半期、第三四半期、すなわちこの次の通常国会で御審議をいただきますまでの間の期間の予想を立てまして、その予想の結果におきましてはどうしても六百億程度が要る。その間に御承知の價格改訂あるいは財政などの各般の方針等がきまりますことを前提として、さように考えたわけでございます。ところが御承知のごとく一方におきまして復興金融金庫を通します融資につきましては、單に経済的な観点のみならず、政治的、社会的諸般の関係からいたしまして、できるだけこれは圧縮することが最も望ましい。特に最近におきましては外資導入と関連いたしまして、どうしてもその観点からますますもつて復金のような現在最大の機構になつておりますのは、できるだけ縮小いたしまして、内外に対してもおきましては外資導入と関連いたしまして、できるだけその業務の分野も狭めたい。またできるならば規模もいたしまして、さらに回収を促進するためには、できるだけその業務の分野も狭めたい。またできるならば規模も縮小したいと考えるが当然のこととござりますので、一臘六百億という計画を立てまして、何とかしてこれを少しでもいから減らすような工夫をしたいと考えまして、いろいろやつてみまして、大体現在の予想といたしまして、大半のところ圧縮を重ねるならば、四百五十億でどうやら間に合うのではないかといふところを押えたわけあります。なお率直に申し上げますと、あるいはこれでは足りないか

というおそれもござりますので、五百億程度のところは西四半期におきまして出ることを心のうちに用意いたしました計画から申しますれば、ある程度第二四半期以降に繰延べができますものも相当ございますので、それを勘案いたしまして、ただいまの見込みでは五百億で何とかやつていける。まだできれば四百五十億に止めたいということで、この増資額を決定しましたよろしいきさつになつていているわけであります。

○愛知委員 御説明を伺つてみます

と、非常に御苦心された結果額され

たということとあります。その御苦心はまさに多とするのであります。しかし私がこの前の増資の場合、しかし私どもがこの前は、この感じと今日では、大分情勢が違うのではないか。と申しますのは、あの時分は一般金融界においては、まだ今日は感じと今日では、大分情勢が違うのではないか。と申しますのは、あの時分は、正規のルートに乗つた生産の促進をいたしますために、円滑な資金の供給をするということを、基礎的な考え方にしているわけであります。ただししながら同時に公債の改訂ということにつきましては、たとえば石炭とか電力というような基礎的な産業あるいは鉄道業等につきましては、今回の價格改訂に関して各般の事情も非常に詳細に検討いたしまして、その他の要素が見透し通りに実行できるものであれば、いわゆる赤字運轉資金は出ないはずであるという建前で考えております。

現在巷間において資金の行銷りといふことから、産業界の全般において資金の面からくる圧迫といふものがひしょと感じられているが、結局産業界になつて、産業界においては、まだ今日ほど非常な資金詰りということは深刻に考えられておらなかつた。ところが今日になりますと、非常にこの資金面が日になりますと、非常にこの資金面がどうぞおきましては、御指摘の通り、実績の見込みは三十三億程度にすぎなかつたわけでございます。それから五月におきましては、当初の見込みは二百二十九億程度を見込んでいたのですが、いわゆる赤字運轉資金は出ないはずである。と申しますのは、あの時分は、五百億程度のところを心のうちに用意いたしましたが、この実績がなかなか実現できぬままです。それから五月におきましては、五百億程度のところまでいくのではなくいかと考えております。そこで復金資金というものをお縛り願つたということは結構であり、私どももそれが見透し通りに実行できるものであれば、いわゆる赤字運轉資金は出ないはずである。と申しますのは、あの時分は、五百億程度のところを心のうちに用意いたしましたが、この実績がなかなか実現できぬままです。それから五月におきましては、五百億程度のところまでいくのではなくいかと考えております。そこで復金資金というものをお縛り願つたということは結構であり、私どももそれが見透し通りに実行できるものであれば、いわゆる赤字運轉資金は出ないはずである。と申しますのは、あの時分は、五百億程度のところを心のうちに用意いたしましたが、この実績がなかなか実現できぬままです。それから五月におきましては、五百億程度のところまでいくのではなくいかと考えております。そこで復金資金というものをお縛り願つたということは結構であり、私どももそれが見透し通りに実行できるものであれば、いわゆる赤字運轉資金は出ないはずである。と申しますのは、あの時分は、五百億程度のところを心のうちに用意いたしましたが、この実績がなかなか実現できぬままです。それから五月におきましては、五百億程度のところまでいくのではなくいかと考えております。そこで復金資金というものをお縛り願つた

ものを、政府がそれと復金のこの増資をお減じになつたとということにらみ合わせ、どういうようにお考えになつておきます。その際におきまして足るところ、五十億程度のところは、應急臨機の措置を講じたいと考えておきます。たいたいと思いますのは、第一四半期に立てる。計画から申しますれば、ある程度第一四半期以降に繰延べができますものも相当ございますので、それを勘案いたしまして、ただいまの見込みでは五百億で何とかやつていける。まだできれば四百五十億に止めたいということで、この増資額を決定しましたよろしいきさつになつてているわけであります。

○愛知政府委員 ただいま御指摘の通

りでございまして、この問題につきま

しては、私どもとしましては、一面におきまして復金を通しての産業資金は、先ほど申しましたように内外いろいろの関係がござりますので、できるだけ圧縮に努める。しかしながら金融政策全体といたしましては、いわゆる健全金融の線を維持してまいりますことは当然でございますが、同時にたとえば現在は公債の全面的な改訂がすでにスタートしたわけでありますので、その公債改訂のいずれによつて必要であります。

○塙田委員 何とかしてやるお考えが

あるということは御答弁で了承できるのであります。しかしその御考えを実行されます上において、私が非常に懸念しております点は、御承知の今、融資準則というものが、預金の純増加がなければ、産業界にも財政資金は出さ

れないと、根本の大近くによつて束縛されておるということがあるのであります。そこで問題ははたして今の状態で預金が伸びる見透しがあるのかどうか、またこの四月以後、どれくらいの預金の伸びを見ておるのか、この点をまずひとつお伺いいたしておきたいと思います。

○愛知政府委員 まず第一に預金の伸びでござりますが、今年度にはいりますて、四月におきましては一般自由預金の増加の目標は、二百四十億と大体見込んでおつたわけであります。それに対しまして御指摘の通り、実績の金の面を申しますならば、四月におきましては、財政資金としては、百三十五億くらい一月に出る資金としての需要があるという見込みでありますのが、二十一億に止まつておる。それから五月におきましては財政資金の需要が五十億、これがやはり見込みよりも相当うちわで済んだわけでございまして、六月におきましても実績見込みは七十七億程度であります。かようには政資金の需要の実績が、見込みよりもかなりうちわにおさまつておるという状況であります。それから五月におきましては、全体的に申しまして四月が約百七十八億と見込みましたのが、実績は百二十六億に止まつた。また五月には二百億足らずと思つたのが百五十七億に止まつた。六月におきましては、二百億を見込んでおるのですが、実績としては百九十億前後に

止まるのではなかろうかというふうに考へておるわけであります。ただいまの数字で申し上げましたわけであります。が、融資規則の問題につきましては、健全金融ということから申しまして、融資規則の建前はやはりあくまで健全金融ということでやつてまいりたいという念頭から申しますれば、資金の蓄積の範囲にこれを止めたいと思うことは山々であります。しかしながら資金の蓄積が十分であります場合にも、やむを得ざる方面について円滑な金融をすることに現在の制度のもとにおいては、相当の考慮を拂つておるつもりであります。たとえば蓄積が予定通りに伸びなかつた。四月のときはほとんど一割近くに実績が落ちておるのであります。が、資金の需要の方に対しましては、その比率どころではなくて、はるかに多くの比率のものを産業資金として供給しておるというような状況に相なつておるわけであります。

なおこの機会に價格改訂に伴いまして、当面考へております根本の方針いたしましては、大体四つのことを考えておるのであります。一つは從來の健全な金融政策を基調とする根本方針はあくまでかえない。しかしながら第二に價格改訂に伴う適正な通貨の増加、所要資金については、企業の実態に即應しまして円滑な供給をはかる。ただこの際に注意すべきは、價格改訂を理由とする便乗的な融資は、嚴重にこれをお除するという考え方であります。第三に企業に対する赤字融資というることは、價格改訂を機会に今後はこれを抑制しなければならないというふうに考えております。それから第四に、從

来赤字融資を受けた企業に対する経理の監査、ないし経理の監督を嚴重に実施する。この四つの考え方を基本といたしまして、具体的にいろいろと話合いました。また実行しておるつもりであります。○早稻田委員長 暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 では暫時休憩いたします。
午後五時八分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕